

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月29日
【届出者の氏名又は名称】	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	03（3349）3000（代表）
【事務連絡者氏名】	介護事業部長 矢野功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 (東京都新宿区西新宿一丁目26番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メッセージをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「第二回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）は、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、大部分の役員は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。これらの会社又はその役員に対して、米国の証券関連法への違反を理由として米国外の裁判所において法的手続きを開始することができない可能性があります。また、これらの会社又はその役員その他の関連者をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。また、本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者のフィナンシャル・アドバイザー及びその関連会社は、それらの通常のセカンダリー業務の範疇において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「第二回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。）中に、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けによらず取得する可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、ウェブサイトその他の開示方法により英語での開示が行われます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社メッセージ

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成27年12月18日開催の取締役会において、対象者を連結子会社化すること(以下「本件子会社化」といいます。))を主たる目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))JASDAQ(スタンダード)市場(以下「JASDAQ」といいます。))に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。))を、一連の取引により取得することを決議いたしました(以下、この一連の取引を「本取引」といいます。))。

そして、当社は、本取引の第一段階として、平成27年12月18日現在、対象者の主要株主である筆頭株主であった有限会社東睦商事(以下「東睦商事」といいます。東睦商事は、対象者の創業者で第8位の大株主であった対象者の代表取締役会長を務める橋本俊明氏の資産管理会社です。))が所有していた対象者株式5,800,000株(所有割合(注1):28.88%)、対象者の第5位の大株主であった、橋本俊明氏の配偶者である橋本敬江氏が所有していた対象者株式600,000株(所有割合:2.99%)及び橋本俊明氏が所有していた対象者株式564,800株(所有割合:2.81%)の全て(所有していた対象者株式数の合計:6,964,800株、所有割合の合計:34.69%。以下「第一回公開買付け応募株式」といい、第一回公開買付け応募株式を所有していた東睦商事、橋本敬江氏及び橋本俊明氏を総称して「第一回公開買付け応募株主」といいます。))を取得することを主たる目的として、平成27年12月21日から平成28年1月25日までを買付け等の期間(以下「第一回公開買付期間」といいます。))、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「第一回公開買付価格」といいます。))を2,500円とする公開買付け(以下「第一回公開買付け」といい、第二回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。))を実施した結果、本書提出日現在、対象者株式7,688,300株(注2)(所有割合:38.29%)を所有するに至っております。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成27年11月12日に提出した第19期第2四半期報告書(以下「対象者第19期第2四半期報告書」といいます。))に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式総数20,080,000株に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合について同じとします。

(注2) 本書提出日現在、当社が所有する直接所有分6,984,800株及び当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「損害保険ジャパン日本興亜」といいます。))が所有する間接所有分703,500株の合計株式数です。

当社は、対象者と平成27年12月18日付で公開買付け等に関する覚書(以下「本覚書」といいます。))を締結し、本覚書に基づき、当社は、一定の前提条件を充たす場合には、第一回公開買付けの決済後速やかに、第二回公開買付けを実施することを決議しておりましたが、上記のとおり第一回公開買付けが成立し、上記の前提条件も成就したことが確認できたことから、当社は、本取引の第二段階として、第一回公開買付け応募株主以外の対象者の株主の皆様が所有する対象者株式を取得し、本件子会社化を達成することを主たる目的として、第二回公開買付けを実施いたします。第二回公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「第二回公開買付価格」といいます。))は、第一回公開買付価格2,500円に比べて1,000円(40%)高い3,500円としています。なお、本取引は対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び対象者は本件両公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であります。第二回公開買付価格での売却を希望される対象者の株主の皆様は売却の機会を確実に提供する観点から、第二回公開買付けには、上限及び下限を設定しておりません。

対象者が平成27年12月18日に公表した「損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」及び平成28年1月28日に公表した「損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社による当社株券に対する公開買付け(第二回)に関する意見表明のお知らせ」(両プレスリリースを合わせて、以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、平成27年12月18日開催の対象者取締役会において、本取引の一環として行われる第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、当社が第一回公開買付価格(2,500円)より高い価格(3,500円)を買付け等の価格とする第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者取締役会は、平成27年12月18日時点においては、第二回公開買付けが実施される場合には、第二回公開買付けに賛同し、第二回公開買付けに応募するか否かについては、第二回公開買付価格が野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)から取得した対象者株式の株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)に照らせば、第二回公開買付価格は一定の合理性が認められると判断するものの、本取引は対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び対象者は本件両公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であることに鑑み、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。そして、対象者取締役会は、平成28年1月28日開催の対象者取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに係る対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて、第二回公開買付けに賛同し、第二回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び後記「(4)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け成立後の経営方針

① 本件両公開買付けの目的及び背景

当社は、平成22年4月1日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社による共同株式移転によりNKS Jホールディングス株式会社として設立され、同日その株式を東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所(当時)市場第一部に上場した、保険業法第2条第16項に規定される保険持株会社であり、平成26年9月1日付で商号を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に変更しました。

当社グループは、保険持株会社である当社及び関係会社(子会社119社及び関連会社14社)によって構成されており、国内損害保険事業、国内生命保険事業、海外保険事業、介護・ヘルスケア事業、確定拠出年金事業、アセットマネジメント事業等を営んでおります。

当社グループは、「保険の先へ、挑む。」というスローガンのもと、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献する」ことをグループ経営理念としております。また、かかる事業活動を通じて、「真のサービス産業として、「お客さま評価日本一」を原動力に、世界で伍していくグループ」を、目指す企業グループ像として掲げております。現在、日本国内では介護サービス市場の急速な拡大が予測されております。内閣府が公表した平成27年版高齢社会白書の将来推計によれば、主要な介護サービスの利用者層である75歳以上の人口は、平成26年の1,592万人から平成37年には2,000万人を超え、なかでも首都圏を中心とした大都市圏において高齢者人口が急速に増加する見通しであり、社会の高齢化に伴う介護サービスの需要拡大が見込まれます。

このような状況下、平成25年発表の社会保障制度改革国民会議報告書においては、今までの病院完結型医療から地域全体で治し支える地域完結型医療への転換が示され、中重度の要介護高齢者の在宅での生活限界を高めていく方針が示されました。団塊の世代が後期高齢者となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けること(Aging in Place)ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現が求められております。

かかる環境下で、当社グループは、介護市場が周辺事業領域を含めてマーケット規模が大きく、今後も高い成長が期待できる分野であることに加え、介護事業が「安心・安全・健康」に資するサービスを提供する「当社のグループ経営理念」にも合致することから、平成24年9月の株式会社シダーへの投資事業有限責任組合を通じた34%の出資、平成27年3月の対象者との資本・業務提携(以下「本提携」といいます。)及び本提携に基づく当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜による対象者株式3.50%の取得、平成27年12月の「ワタミの介護株式会社」(新商号「SOMPOケアネクスト株式会社」)の完全子会社化などを通じ、介護市場における取組みを強化・加速してきました。今後、当社グループは、「介護事業」を、「損害保険事業」「生命保険事業」に並ぶコア事業と位置付けて取り組み、現代社会においてさまざまな課題を抱える介護事業そのものを変革し、社会的課題の解決に貢献していきたいと考えています。

一方、対象者は、平成9年5月に老人用住宅の賃貸管理運営、介護用品の販売、食事の宅配を目的として岡山市青江に設立されました。同月に岡山市南区大福に高齢者住宅である現アミーユ大福を開設して以来、何らかの障がいを持った高齢者に対して住宅を提供するとともに、食事を含む生活支援サービスや介護サービスを提供し、生活を支えることを主たる業務として事業を展開しており、「障がいを持った高齢者に対して、良質な住まいを提供し、生活を支える」ことを使命とし、障がいを持った方々のノーマライゼーション(普通の生活の実現)を目指しています。この使命のもと、対象者は介護付き有料老人ホームの低価格化や入居一時金の廃止、そして施設都合ではないオーダーメイドケアの提供等に業界でいち早く取り組んできました。また、その株式については、平成16年4月に日本証券業協会に店頭登録し、平成16年12月のジャスダック証券取引所への上場を経て、現在JASDAQに上場しております。

対象者グループは、対象者及び子会社10社で構成されております。対象者グループの事業内容のうち、介護サービスにつきましては、介護保険法(平成9年法律第123号。その後の改正を含みます。)上の居宅サービスに該当し、各都道府県等から「居宅サービス事業者」の指定を受け、要介護・要支援認定を受けた方々に対して、「特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)」、「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」、「訪問介護(ホームヘルプサービス)」、「居宅介護支援」、「小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護」等を行っております。

対象者グループは、「介護付有料老人ホーム」を「アミーユ」「アミーユレジデンス」「Sアミーユ」のブランド名で展開しております。また、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」(平成23年法律第32号。その後の改正を含みます。)に基づき、一定の設備要件を満たし、生活支援サービスを備えたサービス付き高齢者向け住宅を、「Cアミーユ」のブランド名で展開しております。さらに、在宅サービスの需要増大が予想されるなか、自宅に居ながら老人ホームのようなサービスを受けられる「在宅老人ホーム® Zアミーユ」のサービスを平成27年2月に開始し、今後は首都圏を中心にサービス提供範囲の拡大を計画しています。

現在では、大都市圏を中心とする日本全国において、介護付有料老人ホーム183施設、サービス付き高齢者向け住宅125棟等を運営し、15,000名以上の高齢者の方々に住まいを提供するほか、約400ヶ所の事業所から月間延べ27,000名以上の在宅の高齢者の方々に介護サービスを提供しております。

当社グループでは、介護事業についての調査研究を進めるなかで、対象者がその事業規模において非常に有力な事業者であるのみならず、施設型サービスから在宅系サービスまで、お客さまの多様なニーズに応える介護サービスを総合的に展開している企業であることに注目し、当社グループが「真のサービス産業」として介護の事業領域において目指すべき姿を実現するにあたって最適なパートナーであるとの判断に至り、平成27年3月に資本・業務提携契約を締結するとともに、対象者株式703,500株(所有割合:3.50%)を対象者の創業者であり代表取締役会長である橋本俊明氏より取得しました。本提携は、当社グループがその有する事業基盤及び顧客基盤を活用して対象者が展開する介護事業の拡大に協力すること、対象者がその有する介護事業のノウハウを活用して当社グループが行う高齢社会に対応した保険商品及びその他の金融商品等の開発に協力すること、両グループの経営資源を活用して超高齢社会において今後発生する課題と介護ニーズの変化に対応した新たなサービスを共同で検討することを主な内容としております。本提携に基づき、両グループでは今日まで、介護離職問題に対応した相談・コンサルティングサービス等の開発や高齢社会に対応した新たな保険商品など、幅広い事業領域における協力を検討・協議してまいりました。また、対象者が運営するフルパッケージ型在宅介護サービス「在宅老人ホーム® Zアミーユ」について、次世代の介護のあるべき姿であるとの共通の認識を深め、その普及・拡大に共同で取り組んでまいりました。

このような状況の中、当社は、介護事業における当社グループの経営資源・ノウハウの活用における経験を蓄積するとともに、今後も拡大が予想される介護市場への取組みを一層強化し、規模の拡大と事業効率化、サービス品質の向上によって、早期に介護業界トップクラスのポジションを確立することが重要であるとの考えを強め、一方、対象者としても、運営施設におけるサービス品質の改善、経営効率や生産性の向上、ガバナンス・リスク管理体制を中心とした組織の強化が急務であると考えていることから、両社は、介護市場において価値あるサービスを持続的に提供することを目的に、両グループが相互により一層緊密に連携する方策を検討するに至りました。

かかる検討を踏まえ、当社は、平成27年9月下旬に、第一回公開買付け応募株主のうち対象者の創業者である橋本俊明氏に対して、対象者の連結子会社化を視野に入れた本取引の可能性について提案を行いました。その後、橋本俊明氏との間で相互に協議を進めたところ、日本において最も多くのお客さまにご利用・ご支持いただける業界トップシェアの介護事業を実現し、日本の介護事業を改革するというビジョンを共有するに至るとともに、当社が対象者を連結子会社化することにより、当社と対象者の協力関係がより一層円滑なものとなり、当社と対象者の協働による後述の各施策の実行が両社の企業価値向上に資するものであるとの考えで一致しました。その後、平成27年10月上旬、橋本俊明氏を含む第一回公開買付け応募株主から当社に対して、当社による対象者の連結子会社化の実現をより確実にするべく大株主として協力する観点から、第一回公開買付け応募株主が、他の対象者の株主の皆様に対して当社が提示する買付価格より低い価格で、その所有する対象者株式を売却する意向を有している旨の申出があり、当該申出を踏まえて当社は本取引の具体的な検討を開始いたしました。

また、当社は、平成27年10月下旬、対象者に対して、対象者を当社のグループ企業の一員として事業を推進する体制を実現し、両社の緊密な連携のもとで、提携事業の更なる発展と両社の企業価値向上を図ることを目的とした、当社による対象者の連結子会社化について、提案を行いました。その後、対象者との協議を経て、当社が第一回公開買付け応募株主の所有する対象者株式の全部を第一回公開買付けにより取得した上で、第二回公開買付けにより対象者株式を追加取得して対象者を連結子会社化するという本取引の概要を決定し、同じく第一回公開買付け応募株主からも本取引の概要について合意を得ました。

当社グループと対象者グループは、それぞれ「保険」と「介護」という異なるバックグラウンドを有しており、これまでの資本・業務提携においては、各々の事業領域だけでは充足できない経営資源やノウハウを相互に活かして、両グループにおける介護事業及び介護に関連する事業を推進する取り組みを行ってまいりました。本取引によって対象者を当社の連結子会社とすることにより、当社グループが有する広範なネットワークやグループ事業を通じて培った経営資源やノウハウをより直接的に対象者の事業運営に投入することが可能となり、グループとしての一体感をもって介護市場における事業を推進できるものと考えております。

なお、当社及び対象者は、両グループのより一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として以下を検討しております。

(a) 介護サービスの品質向上に向けた内部管理体制の構築

対象者グループにおいて、当社グループが有するガバナンス、コンプライアンス、リスク管理のノウハウ等を適切に導入することで、介護事業において実効性の高いガバナンス・内部統制体制を整備し、お客さまの安心・安全・健康に資する高品質の介護サービスを持続的に提供する体制を構築します。

(b) ICT(情報通信技術)・デジタル技術の利活用

介護職員の負担を軽減し、かつ安心・安全なサービスの継続的な提供を実現するため、業務の記録管理、介護職員の労務管理、業務に係る情報共有、業務の安全管理等において情報管理システムやデジタルデバイス、センサー技術等のICT・デジタル技術の導入・活用を進め、両グループの介護事業の高度化を実現します。

(c) 業務共通化・一元化による生産性の向上

当社グループの介護事業と対象者グループの事業において、共通の業務システムの利用や間接部門における業務の一元化を段階的に検討し、両グループの介護事業における生産性の向上を図ります。

(d) 介護職員の処遇改善と採用・育成の推進

I C T・デジタル技術の利活用等を含めた生産性の向上の結果として、両グループの介護事業における職員の処遇改善を実現し、介護業界トップの給与水準を目指します。また、当社グループの人材マネジメントのノウハウを活かし、介護サービスの供給において十分な人材を計画的に採用・育成する体制を構築します。

(e) 当社グループ介護事業諮問会議との連携

当社グループにおいて設置する介護事業に関する諮問会議における検討内容・助言を対象者グループの事業展開に反映し、先進的な介護事業の開発・実践に取り組みます。

諮問会議は学会・業界を代表する優れた知見を持った方々で構成され、日本の介護事業におけるさまざまな課題の確認・整理と、解決に向けた議論を行い、当社グループの介護事業戦略や介護事業が進むべき方向性についての助言を行うことを目的としております。

(f) 新規事業創出における協働

当社グループと対象者グループが有する人材・技術・情報等の経営資源・ノウハウを相互に活用・融合することにより、介護市場においてお客さまの多様なニーズに応える革新的な新規事業の創出・育成を目指します。

以上のように、当社グループ及び対象者グループが一層緊密な連携のもと両グループが相互にそれぞれの経営資源・ノウハウを実効的に活用し、介護事業においてより多くの高齢者とそのご家族の皆様にご受け入れられる革新的なビジネスモデルの創造と両社の企業価値向上を実現するために、対象者を当社の連結子会社とすることが望ましいと判断し、第一回公開買付け応募株主との合意を経て、当社は、平成27年12月18日開催の取締役会にて、本取引の第一段階として、第一回公開買付けを実施することを決議し、平成27年12月21日から平成28年1月25日までを第一回公開買付期間、第一回公開買付価格を2,500円とする第一回公開買付けを実施いたしました。第一回公開買付けは、第一回公開買付け応募株式の応募を受けて成立し、当社は、当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜が所有する703,500株を含めて対象者株式7,688,300株(所有割合：38.29%)を所有するに至っております。当社は、上記取締役会において、本覚書に定める一定の前提条件を充たす場合には、第一回公開買付けの決済後速やかに、本取引の第二段階として、第二回公開買付価格を1株当たり3,500円とする第二回公開買付けを実施することを決議しておりましたが、第一回公開買付期間満了後、上記前提条件が充足していることを確認いたしました。

なお、当社は、第二回公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。))に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年12月17日付で取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「株式価値算定書」といいます。))を参考にしました。その詳細につきましては、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の基礎」及び同「算定の経緯」をご参照ください。

② 本件両公開買付け成立後の経営方針

対象者は、対象者の平成27年12月7日付プレスリリース「第三者調査委員会による調査結果及び当社の対応等に関するお知らせ」、平成27年12月18日付プレスリリース「当社役員の処分及び新組織体制に関するお知らせ」及び平成27年12月25日付プレスリリース「当社社外役員の処分のお知らせ」で公表のとおり、対象者の施設の従業員による入居者様に対する虐待等が発生した件に関連して、第三者委員会を設置し、本件不祥事の実関係、原因の究明、責任の所在及び再発防止策についての報告(以下「本第三者委員会報告」といいます。))を受けるとともに、経営責任の所在を明確にするため、役員の報酬減額の処分を行うこと、及び現役員は当面の間はその職務を全うし、再発防止策・再建策を推し進めることを決定したとのことです。また、対象者は、新組織体制を導入することを決定し、施設管理体制及びコーポレートガバナンス体制の再構築への取組みを開始しています。

当社は現在の対象者経営陣が介護事業についての深い知見と経験に基づいて施設管理の立て直しに向けて職責を果たされることを期待し、上記の取組みを支持します。然るに、本第三者委員会報告が指摘するとおり、対象者グループの内部統制体制については課題があると考えられることから、本件両公開買付け後、適宜株主権を行使して、対象者における適正な経営体制の確立に努めます。

以上を踏まえ、当社と対象者は、本件両公開買付けが成立した場合の本件子会社化後の経営体制について、本覚書において、平成28年6月開催予定の対象者定時株主総会(以下「本件定時株主総会」といいます。)以降、以下の事項を実施することに合意しています。なお、本件定時株主総会に上程する具体的な役員候補者は未定です。

- ・ 本件定時株主総会において、当社の指名する3名を取締役候補者とする。
- ・ 本件定時株主総会後の取締役の合計人数は原則として10名とする。
- ・ 本件定時株主総会において、当社の指名する1名を監査役候補者とする。
- ・ 本件定時株主総会後の監査役の合計人数は原則として4名とする。
- ・ 対象者の代表取締役のうち1名は、当社が指名した取締役の中から当社が指名する者を選定すること。
- ・ 対象者の商号を、本件定時株主総会において「SOMPOケアメッセージ株式会社」に変更すること。
- ・ 対象者の介護事業のブランドについては別途協議すること。

また、当社と対象者は、本覚書において、本件子会社化後、対象者の経営管理に関する取り決めにつき協議の上、決定することを合意しています。

(3) 本件両公開買付けに係る重要な合意に関する事項

当社及び対象者は、本件両公開買付けに関連して、平成27年12月18日付で、本覚書を締結いたしました。本覚書では、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載の本件子会社化の目的及び方法等、並びに「(2)本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け成立後の経営方針」の「②本件両公開買付け成立後の経営方針」に記載の経営方針等が規定されています。また、本覚書において、対象者は、(i)当社が第二回公開買付けを開始することを決定した場合には、対象者取締役会において、第二回公開買付けに賛同する旨、及び第二回公開買付け価格は一定の合理性が認められると判断するものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見表明決議(以下「第二回公開買付け賛同表明決議」といいます。)を適法かつ有効に行い、これを公表すること、(ii)第一回公開買付けに対する賛同表明決議及び第二回公開買付け賛同表明決議を変更又は撤回しないこと、(iii)本件両公開買付け又は本件子会社化と抵触し又は抵触する可能性のある取引について、直接又は間接に、かかる取引に向けた申込みの誘引、勧誘又は情報提供を第三者に対して行わないこと、及び(iv)本件子会社化後の対象者の経営体制が発足するまでの間、自ら又はその子会社及び関連会社をして、通常の業務の範囲内でその事業を遂行し、かつ遂行させることに合意しております。但し、上記(i)及び(ii)の義務については、対象者取締役会がこれらの義務を履行することが対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがあると合理的に認められる場合には、対象者はこれらの義務を負わないものとされています。また、上記(iii)の義務については、対象者が当社に対して、第三者からの対抗提案の検討に関連して、対象者の各取締役又は監査役の善管注意義務違反を招来するおそれがある合理的な理由を提示した場合には、当社はかかる善管注意義務違反を招来しないよう合理的な協力をするものとされています。

なお、当社は、当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜から、その所有する対象者株式(703,500株)については、本公開買付けに応募しない意向である旨の平成28年1月28日付確認書(以下「損害保険ジャパン日本興亜不応募確認書」といいます。)を受領しています。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、本書提出日現在、対象者は当社の子会社ではなく、本件両公開買付けは支配株主との取引等には該当しませんが、対象者は、第一回公開買付け成立前において対象者の主要株主である筆頭株主及び大株主であった第一回公開買付け応募株主と当社との間で、第一回公開買付けに第一回公開買付け応募株式を応募する旨の公開買付け応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結していたため、第一回公開買付け応募株主と対象者の一般株主の皆様との利害が必ずしも一致しない可能性があったことから、本件両公開買付けに係る審議に慎重を期し、本件両公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、本件両公開買付けに対する意見表明及び本覚書の締結を決議するにあたって、以下の措置を講じているとのことです。

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本件両公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他本取引を実施するにあたっての留意点について法的手続に係る助言を受けているとのことです。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、対象者又は当社の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

野村證券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法及び対象者業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者は野村證券から平成27年12月17日に対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、野村證券から、第二回公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

対象者株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価平均法 : 2,352円～2,772円

DCF法 : 3,005円～4,759円

市場株価平均法では、平成27年12月17日を算定基準日として、対象者株式のJASDAQにおける基準日終値2,354円、直近5営業日の終値単純平均値2,352円(円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,745円及び直近3ヶ月間の終値単純平均値2,772円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、2,352円から2,772円までと分析しているとのことです。

DCF法では、平成28年3月期から平成33年3月期までの対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期第3四半期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を、3,005円から4,759円までと分析しているとのことです。

なお、DCF法による分析に用いた対象者の業績見込みにおいては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。また、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本件両公開買付けの実行を前提としたものではなく、したがって、本件両公開買付け実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から得た法的手続に係る助言、野村證券から取得した対象者株式価値算定書の内容等を踏まえ、対象者は、本件両公開買付けを含む本取引の諸条件、対象者株式価値算定書の内容等を慎重に検討した上で、平成27年12月18日開催の対象者取締役会において、以下の判断をしたとのことです。

対象者は、平成27年3月より当社と資本・業務提携を締結しており、対象者が有する総合的な介護サービス・ノウハウと当社が有する広範囲なネットワークを融合し、高齢者及びそのご家族にとって価値のある新しいサービスの開発・普及に努めてきたとのことです。介護サービス業界は、需要拡大が見込まれ、年々その社会的意義は益々高まっているものの、介護保険報酬の変更等の社会的要請への対応、異業種からの参入等、経営環境は厳しさを増しており、人材の確保、人材育成を含めた管理体制の強化、業務の効率化、提供サービスの高度化等を通じた競争力の強化が課題となっているとのことです。そのようなビジネス環境の中、既に提携関係にあり、介護市場における取組を強化している当社グループとの提携を深化させることは、対象者の企業価値向上に大きく貢献するものと考えたとのことです。具体的には、上記「(2)本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け成立後の経営方針」の「①本件両公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり(a)介護サービスの品質向上に向けた内部管理体制の構築、(b)ICT(情報通信技術)・デジタル技術の利活用、(c)業務共通化・一元化による生産性の向上、(d)介護職員の処遇改善と採用・育成の推進、(e)当社グループ介護事業諮問会議との連携、(f)新規事業創出における協働を通じて、対象者のより一層の企業価値向上を図ることができると判断したとのことです。そして、激変する市場環境において、対象者が、引き続き機動的に経営を強化していくためには、対象者が一定の自主性・独立性を維持しつつ当社の経営基盤、事業ノウハウ、経営資源等を相互に提供・活用できる経営体制が望ましく、当社が対象者を連結子会社化することが対象者の企業価値向上に最善の方法であるとの判断に至ったとのことです。対象者としてはこれまで以上に当社の経営資源を活用することで経営基盤、コンプライアンス・管理体制を強化できること、上場を維持することにより機動的な資金調達と社会的信用力を維持することも可能となり、ステークホルダーの皆様に対して対象者の企業価値向上のメリットを享受いただけると考えているとのことです。

また、第一回公開買付価格については、(i)第一回公開買付け応募株主と当社との交渉により同人らの間で合意したものであり、第一回公開買付けは第一回公開買付け応募株主のみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ii)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること等を踏まえ、第一回公開買付価格の妥当性については対象者としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねるのが妥当であると判断したとのことです。第二回公開買付価格については、野村證券より取得した対象者株式価値算定書に照らせば、第二回公開買付価格は一定の合理性が認められると判断するものの、本取引は対象者株式の上場廃止を企図したのではなく、当社及び対象者は本件両公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であることに鑑み、第二回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることが妥当であると判断したとのことです。

対象者は、平成27年12月18日開催の対象者取締役会において、以上の各判断に基づき、対象者としては、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。さらに、第二回公開買付けについては、対象者取締役会は、平成27年12月18日時点においては、第二回公開買付けが実施される場合には、第二回公開買付けに賛同し、第二回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

そして、対象者取締役会は、平成28年1月28日開催の対象者取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに係る対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて、第二回公開買付けに賛同し、第二回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記平成27年12月18日及び平成28年1月28日開催の対象者両取締役会決議は、対象者取締役7名中、橋本俊明氏を除く全ての取締役6名が出席し、出席した取締役の全員の一致により決議されているとのことです。なお、対象者取締役のうち、橋本俊明氏は当社との間で本応募契約を締結しているため、本件両公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本件両公開買付け及び本覚書に関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、上記の対象者両取締役会には出席していないとのことです。

また、対象者監査役3名中全員が上記の対象者両取締役会に出席し、出席監査役全員が上記決議に異議はない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 本件両公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

本件両公開買付けの成立後、当社は、完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜の所有する対象者株式を、剰余金の配当等の方法により取得することを予定しています。

なお、当社は、本取引により対象者を連結子会社化することを目的としておりますので、第二回公開買付けによって対象者株式の議決権の過半数(10,060,100株、所有割合：50.10%)を取得できた場合には、現時点で、上記損害保険ジャパン日本興亜からの取得以外に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。他方、第二回公開買付けによって対象者株式の議決権の過半数を取得できなかった場合、対象者と対応方針を協議する予定であり、現時点で、具体的な対応方針は未定ですが、当社は、第二回公開買付け後の状況を勘案の上、対象者株式を追加で取得する可能性も含め、対応を検討する予定です。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

本書提出日現在、対象者株式はJASDAQに上場されておりますが、本取引は対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び対象者は第二回公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針です。他方で、第二回公開買付けは、第二回公開買付価格での売却を希望される対象者の株主の皆様へ売却の機会を確実に提供する観点から、上限及び下限を設定いたしません。

このため、第二回公開買付けの結果次第では、対象者株式はJASDAQにおける上場廃止基準のうち、①株主数が事業年度の末日において150人未満となった場合において、1年以内に150人以上とならないとき、②流通株式数(上場株式数から、役員(取締役、会計参与、監査役、執行役)の持株数、発行済株式数の10%以上を所有する株主の持株数(明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。))及び自己株式数を控除した株式数)が事業年度の末日において、500単位未満である場合において、1年以内に500単位以上とならないとき、③流通株式時価総額(事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通株式数を乗じて得た額)が事業年度の末日において、2億5,000万円未満となった場合において、1年以内に2億5,000万円以上とならないとき、及びその他の上場廃止基準に抵触し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。

第二回公開買付けの結果、万一、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、上場廃止までの猶予期間として定められている1年以内に、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための方策について誠実に協議し検討した上で、対象者株式の上場が引き続き維持されるよう、合意された方策を実行いたします。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在決定している事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成28年1月29日(金曜日)から平成28年2月29日(月曜日)まで(21営業日)
公告日	平成28年1月29日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成28年3月11日(金曜日)までとなります。

③ 【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
03(3349)6542
介護事業部長 矢野功

確認受付時間 平日 9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金3,500円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券()	—
株券等預託証券()	—
算定の基礎	当社は、第二回公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年12月17日付で取得した株式価値算定書を参考にしました。なお、当社は、みずほ証券から第二回公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。 みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価基準法： 2,352円から3,202円 DCF法： 3,240円から4,269円 市場株価基準法では、平成27年12月17日を基準日として、JASDAQにおける対象者株式の基準日終値2,354円、基準日までの過去1週間の終値の単純平均値2,352円、同過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,745円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,772円及び同過去6ヶ月間の終値の単純平均値3,202円をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を2,352円から3,202円と算定しております。 DCF法では、平成28年3月期から平成37年3月期までの対象者の事業計画、第一回公開買付けについての公表日の直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提とした平成28年3月期以降に対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を3,240円から4,269円と算定しております。また、DCF法の前提とした対象者の将来の財務予測について、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

	当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュール・ディリジェンス)の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去3ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会による第二回公開買付けへの賛同の可否及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成27年12月18日に第二回公開買付価格を3,500円とすることを決定いたしました。 第二回公開買付価格である3,500円は、第一回公開買付けについての公表日の前営業日である平成27年12月17日のJASDAQにおける対象者株式の終値2,354円に対して48.68%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値2,745円に対して27.50%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値2,772円に対して26.26%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値3,202円に対して9.31%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。また、第二回公開買付価格である3,500円は、本書提出日の前営業日である平成28年1月28日のJASDAQにおける対象者株式の終値3,480円に対して0.57%のプレミアムを加えた価格です。 なお、第二回公開買付けに先立ち実施した第一回公開買付けに係る公開買付価格については、当社は、第一回公開買付け応募株主との間で独立当事者間の交渉を行い、第一回公開買付け応募株式を1株当たり2,500円で取得することに合意いたしました。そこで、当社は、第一回公開買付価格を1株当たり2,500円とすることを決定いたしました。また、当社は、上記のとおり、第一回公開買付け応募株主との交渉によって合意した価格を第一回公開買付価格としているため、第一回公開買付価格の決定にあたって、第三者算定機関からの算定書は取得しておりません。 上記のとおり、第一回公開買付価格(2,500円)は第一回公開買付け応募株主との合意により決定した価格であり、第二回公開買付価格(3,500円)は市場価格に一定のプレミアムを加えた価格であるため、第二回公開買付価格は、第一回公開買付価格に比べて1,000円(40%)高い価格となっています。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」「(2)本件両公開買付けの目的及び背景並びに本件両公開買付け成立後の経営方針」の「①本件両公開買付けの目的及び背景」に記載のとおり、当社及び対象者は、当社グループ及び対象者グループが一層緊密な連携のもと両グループが相互にそれぞれの経営資源・ノウハウを実効的に活用し、介護事業においてより多くの高齢者とそのご家族の皆様へ受け入れられる革新的なビジネスモデルの創造と両社の企業価値向上を実現するために、対象者を当社の連結子会社とすることが望ましいと判断し、当社は、平成27年12月18日開催の取締役会にて、本取引の第一段階として、第一回公開買付けを実施することを決議し、平成27年12月21日から平成28年1月25日までを第一回公開買付期間、第一回公開買付価格を2,500円とする第一回公開買付けを実施いたしました。当社は、本取引の第二段階として、第二回公開買付価格を1株当たり3,500円とする第二回公開買付けを実施するに際し、以下の経緯により第二回公開買付価格について決定いたしました。 (i) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 当社は、第二回公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年12月17日付で取得した株式価値算定書を参考にしました。なお、当社は、みずほ証券から第二回公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 (ii) 当該意見の概要 みずほ証券は、市場株価基準法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。 市場株価基準法： 2,352円から3,202円 DCF法： 3,240円から4,269円

	(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯 当社は、みずほ証券から取得した株式価値算定書における対象者の株式価値の算定結果を参考にしつつ、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去に行われた発行者以外の者による公開買付けの際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の基準日までの過去3ヶ月間の市場株価の動向、対象者との協議・交渉の結果、対象者取締役会による第二回公開買付けへの賛同の可否及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、平成27年12月18日に第二回公開買付けを開始する場合の第二回公開買付価格を3,500円とすることを決議いたしました。そして最終的には、平成28年1月28日に、上記決議に基づき、第二回公開買付けを開始すること及び第二回公開買付価格を3,500円とすることを確認しております。
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
12,391,626(株)	—(株)	—(株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 買付予定数は、対象者第19期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(20,080,000株)から、平成28年3月期第2四半期決算短信に記載された同日現在の自己株式数(74株)及び本書提出日現在における公開買付者が所有する対象者株式数(6,984,800株)並びに損害保険ジャパン日本興亜が所有する対象者株式(703,500株)を控除した株式数です。なお、当社は、損害保険ジャパン日本興亜不応募確認書により、当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜が、その所有する対象者株式(703,500株)を本公開買付けに応募しないことを確認しています。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	123,916
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(d)	69,848
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(g)	7,035
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)	200,773
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	61.71
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i))) \times 100 (\%)$	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(12,391,626株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))が所有する株式は除きます。))に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。))についても本公開買付けの対象としておりますが、損害保険ジャパン日本興亜不応募確認書により、当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜が、その所有する対象者株式703,500株を本公開買付けに応募しないことを確認しているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、損害保険ジャパン日本興亜が所有する対象者株式703,500株に係る議決権の数7,035個を「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(g)」として分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者第19期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。))についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第19期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(20,080,000株)から、平成28年3月期第2四半期決算短信に記載された同日現在の自己株式数(74株)を控除した20,079,926株に係る議決権の数(200,799個)を「対象者の総株主等の議決権の数(平成27年9月30日現在)(個)(j)」として計算しています。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者の株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得をすることはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。))。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、平成28年1月7日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、公開買付者は、公正取引委員会から平成28年1月14日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を平成28年1月15日に受領したため、平成28年1月14日をもって措置期間が終了し、また、公正取引委員会から取得禁止期間を30日から7日に短縮する旨の平成28年1月14日付「禁止期間の短縮の通知書」を平成28年1月15日に受領したため、平成28年1月14日をもって取得禁止期間が終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成28年1月14日(排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第29号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

公経企第30号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

③ 本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

④ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類(注2)及びマイナンバー(個人番号・法人番号)(注3)が必要になります。

⑥ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

⑦ 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注4)

⑨ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し(6ヶ月以内に作成されたもの)、健康保険証、運転免許証等(氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの)。

- 法人・・・・・・・・・登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの)。
 法人自体の本人確認に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認が必要となります。
- 外国人株主・・・日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(※1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(※2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(※3)が必要となります。
- (※1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
- (※2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認できる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (※3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるものに限り、①常任代理人による証明年月日、②常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) (a)マイナンバー(個人番号)について(個人株主の場合)
 公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合には、次の表の①から③のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。なお、マイナンバー(個人番号)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については公開買付代理人へお問合せください。

	個人番号確認書類	マイナンバー(個人番号)受入れのための本人確認書類
①	個人番号カード(両面)(表面は本人確認書類となります。)	
②	通知カード	顔写真付確認書類の以下のいずれかの1つ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、療育手帳、身体障害者手帳等(以下「顔写真付本人確認書類」といいます。) 又は 顔写真付でない確認書類の以下のいずれかの2つ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、各種健康保険証、印鑑登録証明書、国民年金手帳、母子健康手帳、戸籍の附票の写し、児童扶養手当証書等(住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から6ヶ月以内のものが有効)(以下「顔写真なし本人確認書類」といいます。)
③	マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書	「顔写真付本人確認書類」のいずれかの1つ 又は 「顔写真なし本人確認書類」のいずれかの1つ (ただし、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。)

(b)マイナンバー(法人番号)について(法人株主の場合)

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合には、「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(法人自体の本人確認に加え、取引担当者個人の本人確認も含みます。)が必要になる場合があります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

(注4) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	43,370,691,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	39,000,000
その他(c)	5,500,000
合計(a)+(b)+(c)	43,415,191,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(12,391,626株)に、1株当たりの第二回公開買付価格(3,500円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料 (b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他 (c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	保険業	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注)	43,500,000
計(b)				43,500,000

(注) 当社は、上記金額に相当する融資の裏付けとして、平成28年1月28日付で、当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜より、当社と別途協議の上定める具体的な貸付条件(金利・借入期間等)により43,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を取得しています。なお、当該融資契約において融資実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。なお、当社は、損害保険ジャパン日本興亜が平成27年11月27日に提出した第73期半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の中間連結貸借対照表により、損害保険ジャパン日本興亜が当該融資金額を上回る現預金を有していることを確認しております。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

43,500,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

平成28年3月7日(月曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成28年3月18日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定していないため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、以下の事項のいずれかに該当する場合はいいます。

①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合

②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

- (1)【会社の概要】
- ①【会社の沿革】
- ②【会社の目的及び事業の内容】
- ③【資本金の額及び発行済株式の総数】
- ④【大株主】

平成 年 月 日現在			
氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数 の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在					
役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
計					—

(2)【経理の状況】

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 関東財務局長に提出

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月27日 関東財務局長に提出

なお、当社は、平成28年2月12日までに、第6期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出する予定です。

ハ 【訂正報告書】

該当事項はありません。

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
(東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	77,178(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	77,178	—	—
所有株券等の合計数	77,178	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式105株(所有割合0.00%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数295個を含めております。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	69,848(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	69,848	—	—
所有株券等の合計数	69,848	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,330(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	7,330	—	—
所有株券等の合計数	7,330	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者株式105株(所有割合0.00%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(注2) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数295個を含めております。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

①【特別関係者】

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
住所又は所在地	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
職業又は事業の内容	損害保険業
連絡先	連絡者 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 運用企画部 グループリーダー 持田龍一 連絡場所 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 電話番号 050-3808-1918
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	株式会社メッセージ
住所又は所在地	岡山市南区西市522番地1
職業又は事業の内容	介護保険法に基づく居宅サービス事業、老人用居宅の賃貸及び管理運営並びに有料老人ホームの経営等
連絡先	連絡者 株式会社メッセージ 経営企画部長 石部 啓二郎 連絡場所 岡山市南区西市522番地1 電話番号 086-242-1585
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	佐藤 俊雄
住所又は所在地	岡山市南区西市522番地 1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社メッセージ 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社メッセージ 経営企画部長 石部 啓二郎 連絡場所 岡山市南区西市522番地 1 電話番号 086-242-1585
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	菊井 徹也
住所又は所在地	岡山市南区西市522番地 1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社メッセージ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社メッセージ 経営企画部長 石部 啓二郎 連絡場所 岡山市南区西市522番地 1 電話番号 086-242-1585
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	折野 千恵
住所又は所在地	岡山市南区西市522番地 1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社メッセージ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社メッセージ 経営企画部長 石部 啓二郎 連絡場所 岡山市南区西市522番地 1 電話番号 086-242-1585
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成28年1月29日現在)

氏名又は名称	岩本 隆博
住所又は所在地	岡山市南区西市522番地 1 (対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社メッセージ 取締役
連絡先	連絡者 株式会社メッセージ 経営企画部長 石部 啓二郎 連絡場所 岡山市南区西市522番地 1 電話番号 086-242-1585
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	7,035(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	7,035	—	—
所有株券等の合計数	7,035	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

株式会社メッセージ

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	0	—	—
所有株券等の合計数	0	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 特別関係者である対象者は、対象者株式105株(所有割合0.00%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

佐藤 俊雄

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	180(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	180	—	—
所有株券等の合計数	180	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 佐藤俊雄は小規模所有者に該当いたしますので、佐藤俊雄の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

菊井 徹也

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	97(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	97	—	—
所有株券等の合計数	97	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 菊井徹也は小規模所有者に該当いたしますので、菊井徹也の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

折野 千恵

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	6	—	—
所有株券等の合計数	6	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 折野千恵は小規模所有者に該当いたしますので、折野千恵の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

岩本 隆博

(平成28年1月29日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	12(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	12	—	—
所有株券等の合計数	12	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 岩本隆博は小規模所有者に該当いたしますので、岩本隆博の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成28年1月29日現在)(個)(g)」に含まれておりません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 (公開買付者)	普通株式	6,984,800株	—	6,984,800株

(注) 上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、第一回公開買付けにより、対象者株式6,984,800株を1株当たり2,500円で取得しております。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

当社の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜は、その所有する対象者株式(703,500株)については本公開買付けに応募しない意向である旨の損害保険ジャパン日本興亜不応募確認書を、当社に対して提出しています。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

該当事項はありません。なお、公開買付者の完全子会社である損害保険ジャパン日本興亜と対象者との間で一般的な保険契約の取引はありますが、重要な取引はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本件両公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年12月18日開催の対象者取締役会において、平成27年12月18日時点においては、第二回公開買付けが実施される場合には、第二回公開買付けに賛同し、第二回公開買付けに応募するか否かについては、第二回公開買付価格が野村證券から取得した対象者株式価値算定書に照らせば、第二回公開買付価格は一定の合理性が認められると判断するものの、本取引は対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、当社及び対象者は本件両公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であることに鑑み、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

そして、対象者取締役会は、平成28年1月28日開催の対象者取締役会において、第一回公開買付けの開始にあたっての第二回公開買付けに係る対象者の判断を変更する事情は特段ないと考えため、同判断を維持し、改めて、第二回公開買付けに賛同し、第二回公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記の対象者取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本件両公開買付けに係る重要な合意に関する事項

当社及び対象者は、本件両公開買付けに関して、平成27年12月18日付で、本覚書を締結しております。本覚書の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本件両公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)市場						
月別	平成27年 7月	平成27年 8月	平成27年 9月	平成27年 10月	平成27年 11月	平成27年 12月	平成28年 1月
最高株価(円)	3,795	4,545	4,500	3,110	3,240	3,480	3,490
最低株価(円)	3,315	3,620	2,011	2,301	2,853	2,253	3,445

(注) 平成28年1月については、平成28年1月28日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数(単元)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	100	—

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

②【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 中国財務局長に提出
 事業年度 第18期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月25日 中国財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第19期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月12日 中国財務局長
 に提出

なお、対象者によれば、平成28年2月12日までに、第19期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月
 31日)に係る四半期報告書を中国財務局長に提出予定とのことです。

③【臨時報告書】

①の有価証券報告書、②の四半期報告書の提出後、本書提出日(平成28年1月29日)までに、金融商品取引法第
 24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を平成
 28年1月27日に中国財務局長に提出

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社メッセージ

(岡山市南区西市522番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

本公開買付けは、対象者を子会社化することを目的とするものであるため、当社は、本公開買付け開始後、保険業法第271条の32第2項第3号に基づく届出を行うことを予定しています。